

岩手県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

令和元年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市太田地内、東和町砂子地内、東和町小山田地内、東和町石鳩岡地内及び鍋倉地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年9月12日から令和2年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量